

## 審査基準整理票

処 分 名	大津市勤労福祉センターの利用料金の還付		
根拠法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第8条
基準法令名	大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)		第8条
所 管 部 署	産業観光部 商工労働政策課 工業・労政グループ		
標準処理期間	3日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【<span style="float:right">】</span></p> <p>・掲載図書等【<span style="float:right">】</span></p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>施設の利用料金は、大津市勤労福祉センター条例第8条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに掲げる場合に還付するものとし、その場合における還付の額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 管理の都合により使用の許可を取り消した場合 <span style="float:right">全額</span></p> <p>(2) 使用を開始しようとする日の30日前までに使用を取り止める旨の申し出があり、市長が相当な理由があると認める場合 <span style="float:right">半額</span></p> <p>(3) 使用者の責めに帰すことができない理由により、当該施設が使用できない場合 <span style="float:right">全額</span></p> <p>(4) 市長が特に理由があると認める場合 <span style="float:right">全額</span></p> <p>【根拠法令】</p> <p>大津市勤労福祉センター条例 第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			